

未利用口座管理手数料規定

第一条（本規定の適用）

この規定は普通預金口座（総合口座・決済用普通預金口座を含みます。）取引および貯蓄預金取引に適用されます。

第二条（未利用口座の範囲）

- （１） 最後のお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動（以下、「お取引」といいます。なお、該当預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除くものとします。）から２年以上、一度もお取引がない普通預金口座（総合口座・決済用普通預金口座を含みます。）および貯蓄預金口座を未利用口座として取扱います。
- （２） 前項の口座のうち、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。

第三条（未利用口座管理手数料）

- （１） お客さまの口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所に宛て、通知を発信します（第４項各号に定める場合を除きます）。なお、この通知が延着または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- （２） 前項の通知を発信してから相当期間を経過しても、なお、何らのお取引もないときは、当行が定める任意の日に、当行所定の未利用口座管理手数料（年額）をご負担いただきます。なお、お客さまの口座が未利用口座である場合、翌年以降も同様の手続きにより未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- （３） 前項の未利用口座管理手数料は、通帳・払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引き落とすものとします。
- （４） 第２項にかかわらず、次のいずれかに該当する口座は、未利用口座管理手数料はかからないものとします。
 - ①未利用口座の預金残高が１万円以上である場合
 - ②未利用口座の取引店と同一取引店で、定期預金、積立定期預金、定期積金、譲渡性預金の取引が１円以上ある場合
 - ③未利用口座の取引店と同一取引店で、融資取引がある場合
 - ④未利用口座が法人・個人インターネットバンキングまたはアンサーサービスの代表口座の場合
 - ⑤未利用口座が公共債や投資信託の指定口座である場合
 - ⑥その他当行が定める所定の場合

第四条（口座の自動解約）

- （１） 未利用口座の口座残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を、未利用口座管理手数料の一部として申し受けたのち、当行所定の方法により、同口座を自動解約することができるものとします。この場合、お客さまは未利用口座の残高以上の支払義務を負わないものとします。
- （２） 前項による口座解約にあたっての、お客さまの手続きは不要です。
- （３） 第１項による口座解約にともないお客さまに生じた損害については、当行は責任を負いません。

第五条（未利用口座管理手数料の返却等）

- （１） 引落し済みの未利用口座管理手数料は返却いたしません。
- （２） 解約した口座の再利用の求めには応じません。

第六条（規定の変更）

- （１） この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当行が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法５４８条の４）に基づき（付随的な事柄や手続きに係わる事項等は除きます。）変更できるものとします。
- （２） 前項の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示・据置、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
- （３） 前２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の相当な期間を経過した日から実施するものとします。

附則

未利用期間の算定開始となる基準日（未利用期間の起算日）は、口座を開設した時期に応じて次のとおりとします。

- １． ２０２２年９月４日以前に開設された口座
２０２２年９月５日又は最終ご利用日の翌日のいずれか遅い方
- ２． ２０２２年９月５日以降に開設された口座
最終ご利用日の翌日

以上

（２０２５年５月１９日現在）